

改正

平成16年12月28日告示第2600号
平成17年3月4日告示第474号
平成17年4月1日告示第780号
平成18年8月29日告示第1292号
平成20年2月1日告示第105号
平成20年12月9日告示第1709号
平成22年12月24日告示第1427号
平成27年1月9日告示第12号
平成29年1月10日告示第11号
令和元年6月28日告示第237号
令和2年7月31日告示第866号
令和3年1月12日告示第25号
令和5年1月13日告示第37号
令和7年1月17日告示第31号

森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱を次のように定める。

森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第2項（同規則第145条において準用する場合を含む。）及び第235条の規定に基づき、県が発注する森林整備工事（造林及び保育並びにこれらに附帯する工事をいう。以下同じ。）に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及びその審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 競争入札等に参加することができる者は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により知事の認定を受けた者であって、次に掲げる項目について知事の審査を受け適格と認められたものとする。

(1) 事業者（法人にあつては、代表者）及び常時使用する従業員のうち、次の表に掲げる職名ごとにそれぞれ同表に掲げる要件を満たす者の人数が同表に定める人数以上であること。

職名	職務	要件	人数
1 現場代理人	現場代理人は、工事現場に常駐し、請負者の代理人として工事現場の取締りを行うほか、工事の施工及び契約に関する事務（請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、請負契約の解除その他契約において定める事項に係るものを除く。）を処理する。	<p>次の1又は2のいずれかに該当すること。</p> <p>1 県が実施する林業技術研修の基礎教育コース又はこれと同程度以上の研修を修了し、かつ、3年以上森林整備工事の実務に従事した経験を有すること。</p> <p>2 5年以上森林整備工事の実務に従事した経験を有すること。</p>	1人
2 主任技術者	主任技術者は、工事現場における森林整備工事を適正に実施するため、当該森林整備工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該森林整備工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行う。	<p>次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、測量士若しくは測量士補の資格又は5年以上測量関係業務に従事した経験を有すること。</p> <p>1 森林法（昭和26年法律第249号）第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格したこと若しくは同項の資格を有すること又は森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）による改正前の森林法第187条第5項の林業改良指導員資格試験に合格したこと。</p> <p>2 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第9条に規定する学歴を有し、かつ、3年以上森林整備工事の実務に従事した経験を有すること。</p> <p>3 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（中等教育学校の後期課程</p>	1人

		を含む。)において林業に関する正規の課程を修めて卒業し、県が実施する林業技術研修の基礎教育コース若しくはこれと同程度以上の研修を修了し、又は一級土木施工管理技士若しくは二級土木施工管理技士(土木)の資格を有し、かつ、5年以上森林整備工事の実務に従事した経験を有すること。	
3 林業労働者	林業労働者は、工事現場における森林整備工事の安全かつ適正な施工に従事する。	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項に規定する特別の教育(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第36条第8号に掲げる伐木等の業務に係るものに限る。)及び刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について(平成12年2月16日付け労働省労働基準局長通知)に規定する刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育又はこれらの教育と同程度以上の教育を受け、かつ、1年以上森林整備工事の実務に従事した経験を有すること。	6人

(2) 知事の審査を申請する日(以下「審査基準日」という。)の直前2年間に行った決算による年間平均完成工事高

(3) 審査基準日の直前に行った決算(以下「直前決算」という。)における自己資本の額(法人にあっては資本金額(出資金及び加入金を含む。)に準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人にあっては次年度に繰り越す純資本の額をいう。)

(4) 直前決算において保有する機械装置、車両運搬具及び工具又は器具の価格の合計額

(5) 直前決算における流動比率

(6) 次条第1項ただし書に規定する別に定める期間の末日の属する年の1月1日の前日までの営業年数

2 前項の規定による審査(以下「資格審査」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす者で

なければ、受けることができない。

- (1) 県税全税目（国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項若しくは第2項の規定による納税の猶予又は地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項の規定による徴収の猶予（以下「納税の猶予等」という。）を受けたものを除く。）について未納がないこと。
- (2) 所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税（これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がないこと。
- (3) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出をしていること（これらの規定が適用されない場合を除く。）。

（資格審査の申請）

第3条 資格審査を受けようとする者は、随時、競争入札等参加資格審査申請書（様式第1号）を知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 会社又は法人の登記事項証明書
- (2) 印鑑証明書
- (3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構の実施する林業退職金共済若しくは中小企業退職金共済又はこれらと同程度以上の退職金共済の加入証明書
- (4) 次に掲げる財務に関する書類（審査基準日の直前2年間に行った決算に係るものに限る。）
 - ア 貸借対照表
 - イ 損益計算書
 - ウ 株主資本等変動計算書又は剰余金処分案若しくは損失処理案
- (5) 県税（地方消費税を除く。）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税（これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書
- (6) 所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税（これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書
- (7) 前2号に規定する税のうち納税の猶予等を受けたものがある者にあつては、当該納税の猶予等の許可を受けた通知書の写し等
- (8) 前条第2項第3号の要件を満たすことを証する書類

（資格の通知等）

第4条 知事は、資格審査の結果を、当該資格審査を申請した者に通知するものとする。

2 知事は、資格審査の結果、資格を有すると認めた者（以下「資格者」という。）を森林整備工事競争入札等参加者名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

（資格の効力）

第5条 資格は、平成15年度を初年度とする毎2年度を単位として、当該毎2年度の森林整備工事に係る競争入札等について効力を有する。

（変更等の届出）

第6条 資格者は、次に掲げる事項について変更があったとき、又は事業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかに、競争入札等参加資格審査申請書記載事項変更等届出書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。この場合において、第1号から第3号までに掲げる事項（主たる事務所又は事業所の電話番号を除く。）について変更があった資格者はその者の登記事項証明書を、第5号に掲げる事項（実印に限る。）について変更があった資格者は印鑑証明書を添付しなければならない。

- （1） 商号又は名称
- （2） 主たる事務所又は事業所の所在地又は電話番号
- （3） 法人にあつては、代表者の氏名
- （4） 個人にあつては、その者の氏名
- （5） 使用する印鑑又は実印
- （6） 技術職員の氏名又は法令による免許等

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、資格審査に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

前 文（抄）（平成16年12月28日告示第2600号）

平成17年1月16日から施行する。

この告示の施行の際現に改正前の森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱様式第1号の規定により提出されている競争入札等参加資格審査申請書は、改正後の森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱様式第1号の規定により提出された競争入札等参加資格審査申請書とみなす。

前 文（抄）（平成17年3月4日告示第474号）

平成17年3月7日から施行する。

この告示の施行前に交付された不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号。以下「整備法」という。）第52条の規定による改正前の商業登記法（昭和38年法律第125号。以下「旧商業登記法」という。）第11条第1項に規定する登記簿の謄本は、改正後の森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱第3条第2項第1号及び第6条の規定の適用については、これを登記事項証明書とみなす。整備法第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされる旧商業登記法第11条第1項に規定する登記簿の謄本も、同様とする。

前 文（抄）（平成17年4月1日告示第780号）

告示の日から施行する。

前 文（抄）（平成18年8月29日告示第1292号）

平成18年9月1日から施行する。

前 文（抄）（平成20年2月1日告示第105号）

告示の日から施行する。ただし、改正後の森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱第2条第1号の規定は、同日以後に資格審査の申請をする者について適用し、同日前に資格審査の申請をした者については、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成20年12月9日告示第1709号）

告示の日から施行する。

前 文（抄）（平成22年12月24日告示第1427号）

告示の日から施行する。

改正後の森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成23年度以後の森林整備工事に係る競争入札等に参加する者に必要な資格及び資格審査について適用し、平成22年度の森林整備工事に係る競争入札等に参加する者に必要な資格及び資格審査については、なお従前の例による。

平成23年度及び平成24年度の森林整備工事に係る競争入札等に参加する者に必要な資格及び資格審査についての改正後の要綱第2条第2項第3号、第3条第2項第6号及び様式第1号の規定の適用については、改正後の要綱第2条第2項第3号中「実施している」とあるのは「実施し、又は当該特別徴収の実施を誓約している」と、改正後の要綱第3条第2項第6号及び様式第1号注3(6)中「実施を証するスタンプ」とあるのは「実施又は実施の誓約を証するスタンプ」とする。

前 文（抄）（平成27年1月9日告示第12号）

告示の日から施行する。

前 文（抄）（平成29年1月10日告示第11号）

告示の日から施行する。

改正後の森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の規定は、平成29年度以後の森林整備工事に係る競争入札等に参加する者に必要な資格及び資格審査について適用し、平成28年度の森林整備工事に係る競争入札等に参加する者に必要な資格及び資格審査については、なお従前の例による。

前 文（抄）（令和元年6月28日告示第237号）

令和元年7月1日から施行する。

前 文（抄）（令和2年7月31日告示第866号）

令和2年8月1日から施行する。

前 文（抄）（令和3年1月12日告示第25号）

告示の日から施行する。

前 文（抄）（令和5年1月13日告示第37号）

告示の日から施行する。

前 文（抄）（令和7年1月17日告示第31号）

告示の日から施行する。